

令和4年6月22日

1. 出席議員

1 番	西	一郎	9 番	中村	一堯
2 番	宮崎	幸宏	10 番	勝屋	弘貞
3 番	笠継	健吾	11 番	伊東	茂
4 番	中村	日出代	12 番	徳村	博紀
5 番	池田	廣志	13 番	福井	正
6 番	杉原	元博	14 番	松尾	征子
7 番	樋口	作二	15 番	松田	義太
8 番	中村	和典	16 番	角田	一美

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	染川	康輔
事務局長補佐	樋口	貴司
議事管理係長	富岡	明美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育長	中	村	和	彦
総	務部長	田	崎		靖
総務部理事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
総務部理事		松	林		聡
市民部長兼福祉事務所長		岩	下	善	孝
産業部長		山	崎	公	和
建設環境部長		山	浦	康	則
総務課長兼選挙管理委員会事務局参事		白	仁田	和	哉
企画財政課長		山	口	徹	也
財政調整監兼企画財政課参事		村	田	秀	哲
市民課長		山	崎	智	香子
保険健康課長		広	瀬	義	樹
商工観光課長		山	口		洋
都市建設課長		橋	川	宜	明
都市建設課参事		中	野		将
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和
生涯学習課長兼中央公民館長		嶋	江	克	彰

令和4年6月22日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和4年6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
7	4 中 村 日出代	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鹿島市耐震改修促進計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 鹿島市内の活断層について (2) 地震による被害想定結果について (3) 県が実施した鹿島市庁舎耐震診断結果について (4) 耐震改修の予定について 2. 鹿島駅周辺整備計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 佐賀県が整備する施設について (2) 基本計画の事業調整結果について (3) 都市計画法の変更について 3. 駅前広場基本計画（案）について <ol style="list-style-type: none"> (1) 西側駐車場、賑わい拠点施設等の用地買収面積と財源について (2) 路線の認定について <ol style="list-style-type: none"> ①（都）鹿島駅・城内線（3. 4. 4）について 4. ガン患者アピアランスケア事業について <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の内容について (2) ガン患者支援団体について
8	3 笠 継 健 吾	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域活性化の取り組みについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 鹿島市の人口推移について（全体と18～25歳） (2) 若者の流出防止策はどうか (3) 企業等の誘致の取り組みはどうか (4) 県立大学はどうなっているか (5) 国道207号バイパス沿いの状況 2. 国道444号、鹿島・大村間の活性化について <ol style="list-style-type: none"> (1) 中木庭ダム周辺の公園等更なる整備について (2) 公共団体とか第三セクターとかでレストラン運営はできないか 3. 市内循環バスについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内循環バスの利用状況はどうか (2) 乗り場は市内中心部であるが、市内全体を考えるとできないか
9	7 樋 口 作 二	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの成長と鹿島市のスポーツ環境 <ol style="list-style-type: none"> (1) S A G A2024・国民スポーツ大会の意義 (2) 中学生クラブの現状 <ol style="list-style-type: none"> ① 教育課程における位置づけ ② 部活数の変遷と部員数 ③ 指導者の外部委託について (3) 小学生社会体育の現状 <ol style="list-style-type: none"> ① クラブ数の変遷とクラブ員数

順番	議員名	質問要旨
9	7 樋口 作二	②指導者の実態と教職員のかかわりについて ③チャンピオンスポーツ化とクラブチーム化について ④小学生スポーツへの共通理念は誰がつくるのか (4)スポーツ少年団と体育行政 ①鹿島市スポーツ少年団の現状 ②鹿島市は、小学生スポーツクラブにどうかかわるのか

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

おはようございます。4番議員の中村日出代です。よろしく願いいたします。今年も大雨の季節がやってまいりました。市民の皆さん、私もしっかりと準備をし、心構えを持っておきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

鹿島市耐震改修促進計画、平成31年3月に作成されたことについて質問いたします。

この計画の中に、この計画を策定したいきさつが書いてありますので、それを説明します。まず、この計画策定に至った経緯について説明いたします。

計画策定の背景に、「平成28年4月14日・16日には熊本地震が発生し、鹿島市でも震度4を記録した。市内では、住宅・建築物の倒壊などの建物被害はなかったものの、市内でも大規模地震が発生する可能性が十分にあることを感じさせるものであった。実際に市内には、震度7以上の地震を引き起こす可能性のある断層も存在する。」と記載されています。この活断層の説明をお願いいたします。

次に、質問する予定の肥前鹿島駅周辺整備計画、駅前広場基本計画（案）、がん患者アピアランスケア事業については、この後、順次質問いたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

おはようございます。お尋ねについてお答えをいたします。

その前に、鹿島市耐震改修促進計画の所管については、都市建設課が所管となっておりますけれども、お尋ねの市内の活断層や被害想定については鹿島市地域防災計画からの引用となりますので、地域防災計画の所管であります総務課よりお答えします。

お尋ねの鹿島市の活断層については西葉断層がございます。西葉断層については、1989年、九州活構造研究会出版の「九州の活構造」や、1991年、活断層研究会出版の「新編 日本の活断層」に紹介されております。

また、平成25年、26年度に実施されました佐賀県地震被害等予測調査では、西葉断層ではマグニチュード6.9、震度6強の地震が発生する可能性があるとなっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

先ほど西葉断層の説明がありました。

マグニチュード6.9とか震度6強とか強い地震があるということで、最近では全国でも地震が頻繁しております。西葉断層も活断層ですので、要注意が必要だと思います。

それで質問が、鹿島市耐震改修促進計画に記載されている人的被害その他被害想定のとめの中に、西葉断層の地震 その他被害想定とめがあります。その中で、人的被害の項目だけを紹介してください。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えをいたします。

西葉断層で地震が起きた場合の人的な被害想定ですが、冬の深夜に地震が発生した場合、死者約170名、負傷者約940名となっております。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

いろいろここに書いてありますけれども、一番問題だと思うのは、自力脱出困難者の方が冬の深夜だと320人と想定されていますね。この方たちの避難の経路というか、体制を十分整えていただくようお願いいたします。

次に、耐震化を促進するための施策に市の役割分担が紹介されています。その中で、公共建築物については、自ら主体的に耐震化を進めると示されています。

そこで、鹿島市庁舎の耐震化について質問します。

まず、佐賀県が実施した耐震診断結果についてお伺いします。

佐賀県が公表している要安全確認計画記載建築物の鹿島市庁舎の耐震診断結果について質問いたします。

佐賀県が実施した耐震診断結果について、構造耐力上、主要な部分の地震に対する安全性の調査結果項目についてと、耐震改修等の予定の改修の内容、実施時期について答弁をお願いいたします。また、構造耐力上、主要な部分というのは、建物の中で主な部分という意味だということです。よろしく申し上げます。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えをいたします。

庁舎の耐震診断結果についてですが、旧基準を示す値、I s 値がありますけれども、その値でいきますと、最高値が0.62、最低値が0.35となっており、庁舎の1階から4階の部分が基準値を満たしていないという状況になっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、診断結果の公表の中にI s oというのがあります。このI s oというのは、想定した地震動レベルに対して建築物が安全であるために必要とされる目標値です。佐賀県で示されている安全値は0.75です。鳥栖の庁舎が0.28でしたので、内容的には、すぐ建て替えとなっています。鹿島市役所の場合は0.49、耐震改修、平成32年度までに改修の実施時期となっておりますけど、これがどうなっているか、教えてください。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

庁舎の耐震改修の計画ですけれども、建て替え、または大規模修繕を伴う耐震工事、耐震補強のみの工事などが考えられますが、どの方法が一番よいか、現在検討中でございます。そのため、実施時期等は今のところ未定となっております。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今、実施時期は未定と言われましたけど、この耐震改修促進計画の中には平成31年度から平成37年度までの7年間で改修すると計画の期間を定めてあります。平成37年度、2025年度までにと理解してよろしいでしょうか。さっき0.35と言われたですかね。それは、この建物の中でもかなり危険ですよ。平成37年度、2025年度までにということですが、これは実施できるということでしょうか。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

庁舎の耐震化につきましては、建て替え、大規模工事を伴う耐震改修でいくのか、耐震補強のみの工事でいくのか、いずれも大型事業になりますので、改修方法は慎重に検討し、令和7年までには具体的な計画を立てたいと考えております。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

耐震は、あくまでも地震に強いということですよ。長寿命化ではありません。ということは、やっぱりどうしても新庁舎を建設せんといかんですよ。耐震でも大体10億円ぐらいかかるわけでしょう。庁舎を建てるといったら30億円以上かかりますよ。簡単にはいかないと思いますけど、どっちにしても新庁舎の計画は立てなければいけないと思います。

鹿島市の市庁舎本館は、災害時の非常事態に対する重要な庁舎です。先ほども紹介しましたように、市内にも西葉断層が存在しています。熊本地震では宇土市庁舎が倒壊しました。災害時、庁舎は市民の皆さんの重要な避難所となるところもあります。また、市には個人情報など大切な書類も保管されております。職員の皆さんの安全確保が最重要課題です。ぜひ新庁舎の計画を早めにつくっていただくようお願いしたいと思います。

それでは、2番目の肥前鹿島駅周辺整備計画について質問いたします。

まず最初に、佐賀県が整備する施設について。

整備計画については、佐賀県が整備する施設、鹿島市が整備する施設と区別されての報道がありましたし、市長の演告でも説明がありました。

しかし、もう一度、市民の皆さんに確認の意味で佐賀県が整備する施設を紹介してください。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

県議会2月定例会において、知事が肥前鹿島駅周辺整備事業に対する支援表明をしていた

だき、佐賀県が主体的に整備するのは新駅舎、現駅舎、公共交通ロータリー、一般車ロータリー、これらになる予定でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

佐賀県に肥前鹿島駅を整備してもらうということは本当にありがたいことです。鹿島市にとっても最後のチャンスかも分かりませんので、ぜひ実行してもらいたいと思います。

鹿島市が整備する施設については、鹿島市の財政状況を見据えて、身の丈に合った整備をしていただきたいと思います。将来の世代に禍根を残さないようお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

最初に、肥前鹿島駅周辺整備計画については、昭和43年6月に公布された都市計画法に基づいて都市計画を策定していく必要があると考えますが、答弁をお願いします。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

議員御質問の都市計画決定を打つ必要がある施設、打たなくても建設ができる施設、両方あります。

概要といたしましては、新駅舎、現駅舎、市営駐車場、これらにつきましては都市計画決定が必要ないのですが、公共交通ロータリー、一般車ロータリー、えきまち広場、これらにつきましては都市計画決定が必要になるということでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、基本計画の事業調整結果について質問いたします。

今紹介にありました、えきまち広場、にぎわい拠点施設、西側駐輪場が、市が整備する施設になります。

この中で大きい予算が必要なのが、にぎわい拠点施設だと思います。この施設の内容は、管理人室、トイレ、にぎやかな待合室、特産品販売機能、カフェなどとなっています。この施設の全てが整備されるということでしょうか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えします。

先ほど議員が言われたものは、3月に行いました市民ワークショップの結果で、市民の方から、にぎわい拠点施設はこのようなものがいいということで御意見の提言をいただいたものでございます。

この後、整備をまちづくり会議、デザイン検討会議において検討を進めております。

結果といたしましては、27日の全員協議会でお示しする形とはなりますが、基本的には今その方向で検討を進めていっているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

都市計画法には、都市計画を変更する手続が法律で定められております。このような法律で、住居地域、地域などの私権——私の権利を規制する行為を法律的行政行為というのを調べたところ、そういうふうに記載がありました。法律的行政行為の場合は、法律の意思があり、それにのっとって行政長の意思表示がなされるとなっています。簡単に説明すると、都市計画法の手続に沿って進めていかなければ、都市計画の変更をすることはできないと説明されています。

それでは、これからこの手続を説明いたします。

まず最初に、都市計画法の第15条の「都市計画は市町村が定める。」。次に、同法の3項の「市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。」と定められております。

少し長くなりますが、説明させていただきます。

第15条の2、都市計画の案の作成、これは原案の作成ですね。

第16条の公聴会の開催等、これは住民の皆さんの意見を反映させるための必要な措置です。

第17条の都市計画の案の縦覧等、都市計画を決定しようとする理由を市民の皆さんに告げて、縦覧というのは見てもらうということですね。

それから、市町村の都市計画に関する基本的な方針、第18条の2「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」と定められています。

そして最後に、市町村の都市計画の決定ということで、第19条に「市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。」とされております。

この都市計画審議会の議を経て決定された都市計画の基本計画が作成されていくと私は理解しています。

今私が説明した手続で肥前鹿島駅周辺整備が進められるということでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

まず、議員御指摘のとおりでございます。都市計画審議会等を経まして、都市計画決定を打つという形になります。

付け加えさせていただきますれば、まず、都市計画の新規決定と変更決定が2種類ありますが、これは手続等に差はございませんので、同じような流れで進んでいくものでございます。

また、今回の駅周辺整備事業におきましては、県の都市計画決定が必要なものと市の都市計画決定が必要なものの2種類あります。

こちらに関しましては、県の都市計画審議会を管轄しております佐賀県まちづくり課のほうと調整を取りながら、ほぼほぼ同時進行的に計画決定を打っていくものでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

先ほど紹介しました法律第18条の2には、「議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し」と定められています。「即し」とは、ルールどおりということです。

それで、質問です。

議会の議決を経て定められた建設に関する基本構想を議事録で確認しました。議事録に記載がありません。基本構想は議会に提出していないということでしょうか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

議員が先ほど御指摘いただきました鹿島市の都市計画をまとめているものといいたしまして、鹿島市都市計画マスタープランが2016年3月に策定をいたしておりますので、これに基づきまして都市計画の決定等の基礎とさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

ここに都市計画法がありますけれども、都市計画法の第18条の2、市町村の都市計画に関する基本的な方針、これはさっきも言いましたけれども、「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」となっています。手続上は、必ず議会の議決を経なければならないとなっているわけじゃないんですか。（「ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。時間をいただいてよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（角田一美君）

再開します。

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

すみません、お待たせしました。議員がおっしゃられている都市計画法第18条の2の都市計画の基本方針ですね、構想というのは、都市計画マスタープランのことになってきます。これにつきましては、議会の議決を経まして、2016年3月に作成しております。

今回の……（「議会の議決ばしとってこと」と呼ぶ者あり）

すみません、議会のほうに報告はさせていただいて（「議決ばしとっかけて聞きよる」「報告じゃなくて、この法律には議決で」）と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

暫時休憩します。35分まで休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

執行部の答弁を求めます。山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

遅れまして申し訳ございません。都市計画マスタープランについては、議会の議決は経て

おりません。しかしながら、平成28年にマスタープランの改定を行っております。この改定をする際に、都市計画審議会にかかる前とその後、それとあと、決定する前に2回ほど市議会のほうに全員協議会の形で説明をさせております。議会の議決ではございませんが、同様の手続を行っているところでございます。（同ページで訂正）

○議長（角田一美君）

ちょっとお待ちください。

暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（角田一美君）

再開します。

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今、部長が協議会と議決が同じようなものと言われましたけど、その根拠を教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

申し訳ございません。同じようだと申し上げて、失言でした。議会のほうには十分周知しながら進めてきたということで、訂正させていただきます。すみません。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

その認識の甘さが、この法律に書いてあることもしないということの表れだと思っているんですよ。

都市計画法の都市計画の決定及び変更の都市計画を定める者から始まるとですね。それが市町村。次に、「市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て」、それから、第18条の2の「議会の議決を経て」となっておるわけですよ。いつ議会の議決を経たか教えてくださいと言っているわけですよ。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

現在、議決を経ないといけない基本計画を、いつ策定して、いつ議会のほうで議決を経て

いるか、ちょっと調べておりますので、お時間をもう少しいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、この全体構想の概要版というのは何を根拠に作っているわけですか。まちなか整備基本方針、第18条の2、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針、この方針というとはこの方針じゃないんですか。この概要版というのは何を根拠に作ったんですか。それを教えてください。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

現在策定中の肥前鹿島駅周辺整備基本計画及びその前に作成しました全体構想につきましては、第七次総合計画及び鹿島市都市計画マスタープラン、こういうものを上位計画として今定めておるところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

この概要版に、スケジュールとして全体構想、基本計画、基本設計、詳細設計、工事施工となっていますね。私はいろんな公共事業のことを調べてみました。全て、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計となっているわけですよ。鹿島市だけ、基本構想がなくて全体構想でしていますね。これは基本構想というのはどこにあるんですか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

基本構想を全体構想と読み替えていただいても構いません。

基本的には、構想、計画、設計というふうには大体の流れは進んでまいりますので、全体構想、基本構想、基本計画、基本設計と読み替えていただいても構わないものでございまして、全体構想につきましては今回の事業の大枠を定めているものでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

全体構想と全体計画とは違うんですね。基本構想が全体構想に代わるというのは書いてありました。しかし、全体構想が基本計画と一緒にというのは書いてありません。

基本構想とは、計画に向けた課題の抽出を行うとともに、その合意形成を図るなど、その実現に向けて計画の理念を定め、機能、規模、場所、工程などの基本計画の検討となる項目について検討を行うと説明されています。

全体構想とは、これからの計画について全体の枠組みを整えるということですよ。

これは都市計画法に定める手続を経なくてもよいと判断された、もしくは今その計画がないということでしょう。基本計画がないのに、基本計画、基本設計の設計契約、契約金五千数百万円の会社との契約なんですね。この契約をした法的根拠は何ですか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

基本計画、基本設計の業務委託に関しましては、これらの基本計画、基本設計を定めるための費用として契約をさせていただいているところでございます。

基本的には、これらの業務に関しまして、先ほど議員言われましたような項目を定めていくものというところでの契約という形になります。

以上です。

○議長（角田一美君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

私はそういうことを聞いているんじゃないかと、事業をする場合には、役所ではみんな法的根拠があるじゃないですか。法律であったり、条例であったり、要綱であったり。これを契約にするに当たり、どういうふうな法的根拠があつて契約を結ばれたのですかと聞きよる。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

基本計画、基本設計の法律上でそのようなものを定めなければならないという形での明確な法律はございませんので、第七次総合計画や鹿島市都市計画マスタープランの要綱を実現するための基本計画、基本設計の業務委託をかけたところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

法律で定めてある議会の議決を経ないで定められる計画があるはずなかなかなかですか。都市計画の変更というのは手順が決まっておるわけでしょう。最初に議決をしてくださいと。それから原案とかなんとか、ずっと決まりますね。この中川エリアの変更のときもそげんなつとるですね。計画の作成、原案の縦覧、公聴会、いろいろ書いてあるですよ。駅のとだけが全部飛ばして、議決もなく、都市計画そのものがないのにどうやってそげな契約が結ばれるんですか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

現在の基本計画、基本設計の業務といいますのは、都市計画法で定められる原案の策定の様々な数量とかを算出するためにつくるものでございまして、大枠は基本計画、ここら辺に必要な数量とかを定めて、基本計画がまとまりましたら、引き続き都市計画決定に必要な原案の策定過程に今から移るということになります。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

何回も言っていますように、原案作成の前に議会の議決が要るわけですよ。皆さんたちが仕事をするときの起案と一緒にすよね。こういうことをしますよと。こういうことをしますよということを議会に諮らないで、基本計画と、その設計契約を結ばれるはずなかなかなかですか。だから、ここに書いてある基本構想はどこにあるんですかと聞きよるですね。

それは全体構想と一緒に。全体構想と基本構想は全然違うわけですよ。ここにある、法律にある基本計画、基本構想とか、これは全体構想じやなかなかなかですか。基本構想がなくて、どうやって原案とかなんとか作成できるのか、議会の議決がなくてどうやってできるんですかということですよ。

○議長（角田一美君）

暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（角田一美君）

再開します。

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

私の法令に関する認識の不足に伴いまして議員への説明が不足していた部分を、まずは深くおわびを申し上げます。

都市計画法第18条2に書いてあります市町村の建設に関する基本構想に関しましては、具体的には地方自治法第2条第4項に基づく市町村の基本構想及び国土利用計画法第8条に基づく市町村計画を指しております。このため、一般的には市町村の建設に関する基本構想は、○○市総合計画のように呼称されていることが多いという形になります。

このため、鹿島市でいうところの第七次鹿島市総合計画が市町村の建設に関する基本構想ということになります。これまで答弁が不十分で大変申し訳ございませんでした。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今いろいろ言われましたけど、この議決になっていないというのは間違いなかですよね、基本構想がなかといってもですね。

これは都市計画法の手續どおりに進めていないという事実は、行政行為の瑕疵と認められます。瑕疵というのは、違法、不当な行為ということです。これは重大で明白な瑕疵であるおそれがあります。

この後、また関連したことがありますので、この件はこれで収めて、後で（発言する者あり）まだ私は質問しよるです。

それでは次に、駅前広場基本計画（案）について質問いたします。

ここに駅前広場基本計画（案）というのを持っています。（資料を示す）これは市議員には何も配付されていないですね。配付されていないですよね。それで、市民の皆さんには配付して説明しているわけでしょう。まず、議会に説明をするべきじゃないですか。これは市議員の皆さん持っていないと思いますよ。これに道路の広さとかみんな書いてあるですよ。これを見とったら、この道路が20メートルということは、ビルとか建材店の辺りの人は立ち退かんばいかんです。これは都市計画そのものじゃなかですか。それを全然、市議員には説明も議決もなく、市民の皆さんにこの計画をやること自体が間違っていると思うんですよ。これは時間がありませんのでしません。

次の西側駐輪場、にぎわい拠点施設等の用地買収面積と財源について質問しようと思いましたが、これは地権者がおったり、いろんな価格の問題がありますので、割愛します。

次に、路線の認定について質問いたします。

鹿島市都市計画図と、（資料を示す）これはちょっと小さいですけど、大きいのを都市建設課から借りました。

それによりますと、市道鹿島駅前線だったのが、都市計画街路、幹線街路、路線番号3・4・4、路線名、鹿島駅・城内線と表示されとつです。これはいつの時点で変更になったのか教えてください。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

まず最初に、先ほどの都市計画法第18条の2の議決が必要な市町村の建設に関する基本構想というのは鹿島市総合計画のことであり、これに関する議決は、令和2年12月4日に議会の議決を経ていることをまず申し上げます。（「令和2年」と呼ぶ者あり）

もう一度申し上げます。都市計画法第18条の2の市町村の建設に関する基本構想とは鹿島市総合計画のことであり、こちらの第七次鹿島市総合計画に関しましては、令和2年12月4日に議会の議決を経ているものでございます。

続きまして、鹿島駅・城内線に関しましては、昭和24年に都市計画決定しておりますので、そのときの都市計画街路名ということになります。

以上です。（「もう一回説明して。何……」と呼ぶ者あり）

鹿島駅・城内線は、昭和24年に都市計画決定をしております都市計画街路路線名ということになります。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

この市道、県道がありますけれども、これは出発点、起点が違くと、議会の認定外ですよ。道路法の第8条「市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。」、第2項「市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。」となっております。

これは起点が違うから議会の議決が要るわけでしょう。これには完全に3・4・4、鹿島駅・城内線と書かれています。いつ議決を経たんですか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

こちらに関しましては、国道、県道の市道移管に関連いたしまして、平成25年9月6日、市道の路線変更ということで鹿島駅前線の路線認定をいただいているものでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

ここに書いてあるのは、いつ議決したんですかと聞きよるですよ。ここは起点が違うでしょう。あと1回認定せんばいかんですね。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

今都市計画路線につきましては、一般車ロータリーとして都市計画決定の変更をする予定にいたしておりますので、都市計画の街路路線としての変更はこれからということになります。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

しかし、この計画にはびしっと3・4・4、鹿島駅・城内線としてあっですね。こちらの県道も、幅20メートル。

今議論してきましたけれども、肥前鹿島駅周辺整備計画、それに伴う市道の認定、いずれも都市計画法、道路法に定めている議会の議決を経て計画の推進、路線名の変更等の手続を経て決定しているとは思えないような説明ですね。

行政行為の瑕疵として――瑕疵というのは先ほど言いましたように、違法とか不当とか、そういう場合。この行政行為の瑕疵として対処しなければいけない案件だと思います。

瑕疵とは、先ほどから申し上げていますように、用途が不当な行為です。しかし、行政行為には公定力というのがありまして――公が定める力ですね。瑕疵ある行為についても、権限のある国家機関により取り消されるまでは有効です。公定力というのは取り消されるまで有効ということです。

しかし、行政行為に重大かつ明白な瑕疵がある場合、その行政行為は無効となります。

無効となるのは4行為があります。その4行為を紹介しますと、1、行為者に関する瑕疵――権限のない者による行政行為、2、形式に関する瑕疵――書類の不備、3、手続による瑕疵――議会の議決が必要であるのに議決を経ないでなされた行政行為、4、内容に関する

る瑕疵——内容が不明確な行政行為となっています。

今回私がずっと議論したのは、今回の行政行為の瑕疵と思われるのは、2件とも3番目の手続による瑕疵に該当するのではないかと思います。手続による瑕疵の内容は、議会の議決が必要であるのに議決を経ないでなされた行政行為となっています。

今回の行政行為は、もしこれに該当すれば、全てが無効ということになるですね。今まで議論してまいりました2行政行為については、重大かつ明白な瑕疵が認められるおそれがあります。

そこで、議長、全員協議会を開催することを議会運営委員会と協議をしていただくように要請します。

○議長（角田一美君）

J R肥前鹿島駅周辺事業基本計画については、来週の6月27日月曜日、10時から全員協議会を開催していただくように、本日、本会議散会后、議会運営委員会を開いていただいて、そこら辺については協議決定をしていただくことにしたいと思います。

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、最後の質問です。

がん患者アピアランスケア事業について、この事業について内容の説明をお願いします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、1つ目の質問でございますががん患者アピアランスケア事業についてお答えいたします。

がん患者アピアランスケア事業は、がんにかかれた方の心理的負担を軽減するとともに、就労等の社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上などを図る考えから、がんにかかれた方に対して医療用補正具購入費用の一部を助成する事業でございます。

本年度から県が創設した佐賀県がん患者アピアランスケア支援事業補助金を活用して実施する新規事業となります。

また、事業実施に当たっては、県事業を指針として鹿島市補助金交付要綱規則に定めるもののほか、がん患者アピアランスケア助成金交付要綱を定め、事業を進めてまいります。

助成金交付の対象となるものは、次のいずれにも該当するものとし、1つ目に、がんに係る医療を現に受けている者、または過去に受けていた者、2つ目に、鹿島市に住所を有する者、3つ目に、鹿島市税等の滞納がない者、4つ目に、当該年度において他市町から同種の助成等を受けていない方を要件とするよう計画しております。

助成金の交付の対象となる助成対象経費は、医療用ウィッグと乳房補正具の購入費用とい

たします。ただし、付属品及びケア用品の購入は助成の対象とはいたしません。

なお、医療用ウィッグ、乳房補正具の購入に際し必要となる送料、手数料及び診断書の発行手数料については、助成対象経費に含むものといたします。

助成金額は、助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額といたしますが、助成上限を医療用補正具の区分ごとに20千円とし、1円未満の端数について生じた場合は、これを切り捨てた額といたします。

助成金の交付を受けようとする者は、鹿島市がん患者アピアランスケア助成金交付申請書兼請求書に、がんと診断されたこと分かる書類及び医療用補正具等の購入に係る領収証の写しを添えて申請していただくことになります。

制度の内容や申請手続などについて御相談があった場合は、市の保健センターまでお問合せをいただくようお願いいたします。

ここで、助成額の算出について、例を挙げて簡単に御説明いたします。

まず、40千円の補正具を購入した場合の助成額ですが、補正具の購入費40千円に補助率2分の1を掛け、20千円が助成額となります。この場合の財源の内訳は、県2分の1で10千円、市が2分の1、10千円となります。

次に、ウィッグ30千円、補正具50千円を購入した場合の助成額ですが、ウィッグにつきましては購入費用30千円に補助率2分の1を掛け15千円の助成、補正具については購入費用50千円に補助率2分の1を掛け25千円となりますが、助成対象区分ごとの助成限度額が20千円であるため、20千円の助成額となりますので、合計の助成額はウィッグ分の助成額15千円に補正具分助成額20千円を加えた35千円となります。財源内訳としましては、県2分の1で17,500円、市2分の1で17,500円となります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

支援を希望している方々にとっては非常にうれしい事業だと思います。また、行政に支援の目を向けていただいていると感じられるだけで安心感が出てくるのではないかと思います。

そして、そういう皆さんたちのいろんな相談を受ける場所も必要ですね。いろいろ資料をもらいました。

その中で、がん患者支援団体について、がん患者支援団体の名簿に鹿島市内の団体がありません。がんに罹患した方で患者支援団体をつくりたいとの要望を持っている方々がおられます。私は実際、話を聞きました。

この資料の紹介に、「病気のことで悩みやつらさを1人で抱え込んでいませんか。がんサロンは患者さん、御家族の皆さんが語り合える場所です。」との内容です。

支援団体が必要だと思っている方々がおられますので、ぜひ相談を受けていただいて、協力、支援をし、がん患者支援団体を鹿島市に設立してもらい、皆さん方に行政として寄り添った施策を推進していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

2つ目の質問である、がん患者の支援団体等についてということについてお答えいたします。

まず、佐賀県が設置するがんに関する相談窓口、佐賀県がん総合支援センターさん愛プラザを御紹介いたします。

さん愛プラザは、がんに関する不安や悩みの相談窓口であり、佐賀県が公益財団法人佐賀県健康づくり財団に相談業務を委託し、運営されております。

平日の相談窓口の整備のほか、子供連れの方でも利用しやすいよう、キッズコーナーや喫茶スペースが設置されております。

場所は、佐賀市水ヶ江の佐賀メディカルセンタービルの1階になっており、看護師や保健師の実務経験がある相談員、悩みや不安に寄りそうピアサポーターが常駐しており、無料で電話及び対面での相談が行えるようになっております。ピアサポーターとは、がんと闘った経験を生かし、がん患者、家族を支援する方のことです。

毎月第3日曜日には、病気のことについて共感できる患者や家族、仲間とレクリエーションを楽しんだり、自由に語り合えるサロンが開催されており、がんに関するミニ講座も年に3回開催されております。

ほかにも、国が指定するがん診療連携拠点病院にがん相談支援センターが設置されております。その病院を利用していなくても無料で相談できる体制が整備されており、県内では4か所の病院が指定されております。近隣では、国立病院機構嬉野医療センターが指定され、患者さんや家族、あるいは地域の方々に、がんに関する情報の提供、治療や療養生活全般の質問や相談に対応されております。

また、県内には、地域で活動される支援する会などが20程度ございます。これらの会は、がんによる症状や後遺症など何らかの共通する体験を持つ人たちが集まり、自主的に運営される会のことです。お互いの悩みや不安を共有したり、情報交換をするなど、がんになられた方やその御家族などをサポートするために活動を行われております。

市内にはこのような会はないものと考えておりますが、私どもも患者の皆さんやその家族がお互いの悩みや不安を共有したり、自由に語り合いながら、少しでも前向きになっていただきたいと考えておりますので、会の立ち上げに関する相談等がございましたら、協力、支

援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「以上です。よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

皆さんこんにちは。3番議員、笠継健吾です。私は4月の市会議員補欠選挙で市民の負託をいただき、当選することができました。今後は、市民のため、鹿島市のためにしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

今回の質問は、私も市議員になったばかりで初めてというところがございますので、いわゆる選挙期間中に、いろんな市民の方のお話を聞きました。その辺について私を感じたこと、そういったことを軸に質問をしていきたいと思っております。

総体的に申しますが、いわゆる市民の皆さんの多くの声は、鹿島は将来が見えんじやなかね、2年、3年、5年先に何のあるというふうなことを多くの方が言われます。そしたら、私も少し調べているから、それは市民会館も駅前広場もあるじゃないですか、それはそれとして一生懸命やっておられると思えます。そして、そういったことを言われるけど、それ以上に何も見えんじやないですかというふうなところが市民の皆さんの感情的にはあります。そういったことで、九州新幹線が武雄、嬉野で開業するというふうなことも一端があると思えますけど、それはもう15年前に決まっていることで、それに対してはどうか言うことはないと。しかし、それに対しての負になるところはしっかりしていかなばいかんでしょうと、そういうふうなことを言いながら回ってまいりました。しかし、市民の皆さんは、昔の鹿島は、鹿島というぎ明るかったばい、本当に希望を持っておったと。しかし、今、鹿島という、何か反対のイメージがあると。そののところがあなたがしっかりしてくれんばいかんばいと。はい、分かりましたというふうなところで登壇しているわけでございます。

また、その次には、鹿島はほんに住みよかところばいと言う方もたくさんいらっしゃいます。昨日、池田議員がアンケートで示されておりましたけれども、鹿島はやっぱ住みよいと言う人もたくさんいらっしゃるわけですよ。それで、私も住みよいまちだと思えます。

3番目は、しかしながら若い人たちが非常に悩んでいるんですよ。何で悩んでいるかという、仕事、こういった長引く日本の経済の低迷、もう20年以上続いていますね。企業は利

益を上げんばいかん、そういったところで企業の雇用形態が変わってきている。今の若い人たちは、そういった中で就職事情があるわけです。そこで非常に悩んでいるというところが一つあります。

そしてもう一つ感じたことは、空き家が非常に多いです。ここも空き家ですか、まだ住んであるでしょうもんというようなところも空き家であります。一つは御夫婦の方とお話をしたんですけども、子供さんたちと一緒に住んでいるでしょうもんと。いや、子供は5年前に出ていったばい。そうですか。2人だけたい。孫もできて、あっちで生活しよるたい。それで、人生向こうで住むと。それで30年、40年たって帰ってきたときは、俺たちは疲れとるばい。どがんなるか分からんと。そういう状態が見えております。したがって、これからも増えてくるというようなことは、もう10年続いているわけですよ。

そういったいろいろなことを聞きまして、いわゆる活性化のためにせんばいかんなどというふうなところで、今回は質問をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（角田一美君）

笠継議員に申し上げます。質問するとき、もう少しマイクを近づけて、もう少し高く、はっきりお願ひしたいと思えます。ちょっと答弁を求める質問内容が分かりませんので、再度、総括で答弁を求める質問内容をお願ひします。

○3番（笠継健吾君）続

大変失礼をいたしました。ゆっくり言わんばと思っておりましたが、ついこのようになってまいりました。よろしくお願ひします。

それでは、質問の内容につきましては、地域の活性化の取組についてということで質問をいたします。その中身は、鹿島市の人口の推移等を質問していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

鹿島市の人口の推移ということでお答えをいたします。

過去10年ほどで見えますと、まず、全体では平成24年度末が3万1,130人、平成25年度末3万946人、平成28年度末で2万9,958人、平成30年度末が2万9,174人、そして、令和3年度末が2万8,007人となっています。近年は毎年大体300人から400人の人口減少が続いているといった状況です。

以上です。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

ありがとうございました。我が国の人口、平成20年をピークに減少に転じております。これは世界に類を見ないほど少子高齢化が進んでおります。これは鹿島も現状は一緒というようなことです。今答えていただきました平成24年は、10年前、3万1,130人、そして、10年後の今年3月末は2万8,007人、今は2万8,000人も切っているということでお伺いしていますが、約10年で3,000人の減少となっております。このことは、経済の不況が長年続いている、20年ほど続いておまして、その不況は、先ほど言いました若い世代の就職の形態が違って、いろいろな苦勞をしている。そして未婚、晩婚、出生率の低下、こういったことに及んでいると思います。鹿島についてもそのような現状が続いております。

その中で、就職年齢時の状況を10年ぐらい教えてください。

○議長（角田一美君）

山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

それでは、18歳から25歳の人口ということでお答えさせていただきます。

平成24年度末が2,377人、平成30年度末が2,094人、令和3年度末が1,981人となっており、年度でばらつきがあり、一概には言えませんが、毎年大体30人から70人程度減少しているといった状況です。

なお、18歳から25歳の人口が、鹿島市民全体に占める割合は、平成24年度末は約7.6%、平成27年度末が約7.4%、平成30年度末が約7.2%、令和3年度末は約7.1%となっている状況です。

以上です。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

どうもありがとうございます。18歳から25歳の就職をする年齢時の方たちの転入、転出で、転出の人数が年間30人から70人いらっしゃいますというようなことであります。人口減少を止めるためには、こういった若い人たちの就職を鹿島でしていただくということが我々政治と行政の目標ではないかと思えます。人口の減少というのは、まちを衰退化させます。そして、静かなる危機と言われます。分からないうちに衰退するわけです。したがって、これが継続してきちんとしていかんばいかんというふうな問題であります。

そこで、質問いたしますが、若い人の流出防止策、こういったことをなされていますか、質問します。

○議長（角田一美君）

松林総務部理事。

○総務部理事（松林 聡君）

お答えいたします。

本市におきましては、若者の流出に歯止めをかけるための取組といたしまして、市内及び近隣の高校2年生やその保護者を対象といたしました企業説明会の実施や、地元の鹿島高校におきまして、市との共同によりまして、本市の魅力等を知ってもらい、地域愛を育むプロジェクトなどを実施いたしております。

まず、企業説明会でございますけれども、本市にはものづくりなどの技術力の高い企業をはじめ、様々な優良企業があることを近隣の高校生に知ってもらおうということで、平成31年度より企業説明会を開催してございまして、昨年、令和3年度で第4回目を迎えたところでございます。残念ながら、第4回目は急速な新型コロナウイルス感染拡大のために中止というふうなことにいたしましたけれども、動画サイト、ウェブ版企業説明会を制作いたしまして、市内及び近隣の6つの高校の2年生並びに県内の大学のキャリア支援センターや就職科へそのサイトの案内を行ったところでございます。参加企業につきましても、第1回目の19社から第3回目は29社の多くの企業の皆様に参加をいただきまして、ほか参加高校につきましても、第3回目は鹿島高校の普通科からも参加をいただき、参加高校としては4校の119名の生徒並びに保護者の参加があるなど、拡充を図ってきたところでございます。

これまでの取組の効果測定といたしまして、第3回目に参加をされました市内の企業にアンケート実施をいたしております。その調査結果では、今後も引き続き高校生に地元の企業を知ってもらいたい機会なので、また就職をしていただければということで、企業説明会の参加を希望したいという回答が7割の企業からありましたほか、第1回目、第2回目の企業説明会に参加をされた高校生の中から、実際に鹿島の企業に就職をされたという回答が4社の企業様から回答があったところでございます。

また、ハローワーク鹿島管内の新規学卒者、高校生の県内就職率を見ますと、平成30年度末では57.3%、平成31年度末では61.7%、令和元年度末では65.2%、コロナ禍の影響もあるかとは思いますが、令和2年度末では71.3%、年々上昇をしております。鹿島市総合計画におきましては、5年後の令和7年度末までには75.2%まで向上を目指しているところでございます。

それからもう一つ、鹿島さいこうプロジェクト、鹿島高校の実施につきましては、これは令和元年度から地元の鹿島高校と鹿島市協働で取り組んでいるプロジェクトでございます。このプロジェクトの目的は、高校1年生、あるいは2年生に対して、鹿島市の魅力、地域資源の豊富さなどについて、市の職員が講師となり講義を行い、高校生に本市の地域資源の豊富さであったり地域の課題等を伝え、高校生の目線で地域の課題解決のための提案を行ってもらい、地域で活躍している人材と交わることで、地域愛を育み、地域に根ざした人材を目指すということを目的に実施をいたしております。

本プロジェクトにつきましては、令和4年度は高校と市の単独の協働により、鹿島さいこ

うプロジェクトということで実施をしていくことにしております。本プロジェクトを通じて、この生徒の中から地域を盛り上げたい、地域と関わっていきたいという志を持った若い人が一人でも多く出てくることを期待して実施をいたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。鹿島も、皆さん御存じのように、一流企業、そして頑張っておられる企業、たくさんございます。そういったところを確実に知らせていく。お父さん、お母さんたち一緒にそうしないと、就職は出ていくものと考えている人が非常に多いわけです。したがって、鹿島の企業をきちんと説明する、そして流出防止を図っていく、それが鹿島の活性化につながる。やはり人生をここで過ごすということをきちんと目標を持って、また、今後もしっかりやってもらいたいというふうに思います。また、高校生とかにそういった認識をしてもらおうというようなところを本気で考えて、大学で出ていらっしゃる方にもそういったことができれば、そういった案内とか企業のことを知らせてもらいたいというふうに思います。

次に、第七次鹿島市総合計画がありますね。この中でアンケートを取ってありますけど、仕事先を増やしてほしいというのが39%ぐらいあるわけです。やはりそういうふうに全体が思っているわけですね。したがって、今のようなことを続けるとかしていかなければいけないと思いますが、あと企業誘致の取組、こういったところはどうか、質問いたします。これは市長にお願いいたします。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

企業誘致の取組ということでお答えをしたいと思います。

確かにさっきお話があったように、鹿島は住みやすいけど仕事がない。そのことを市民から言われることは私もたびたびあります。やはり仕事がちゃんと鹿島にある、そのことが定住し続ける条件の一つだと私も思っております。企業誘致については、今、谷田の工場団地、あそこが大体ほぼ埋まりまして、新しい用地を今から候補地をつくってやっていくようにしておりますが、コロナ禍で今ちょっと中断をいたしております。必要性について、これから検討をしていきたいというのが一つです。

もう一つが、市内の企業の紹介と言われましたけど、やはり情報発信です。鹿島は住みやすいところですよ。水もいっぱいあります。水がいっぱいあるというのは、この前、熊本のほうに韓国（251ページで訂正）の半導体の大きい企業が進出をされました。そういうこと

の関連で、鹿島もそういう条件は整えています。そういうことも情報発信をしていきたいと思ひますし、女性の事務系の就職先が少ないということも考えておりますので、今、事務系については、職場が大きな工場は要りませんので、そういうことも考えて企業の誘致に取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、私もこれからいろいろなところに出向く機会が多いと思ひます。例えば、東京に行ったり、いろいろなところに出向きます。鹿島のトップセールスとして、やはりそういう意識を持っていろいろな方々と接触をしていく、そういうことも大事だと思ひますので、そういう意識を持っていろいろな方々と接触をして、この鹿島のよさ、ぜひ来ていただきたいということを皆さん方にお伝えしていきたいと思っております。

以上です。（「市長、台湾。熊本の企業は台湾の企業よ」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

すみません、失礼しました。韓国じゃなくて台湾の企業です。申し訳ありません。今、私がちょっと間違つて申しました。台湾の企業が熊本のほうに來られているという実績もありますので、鹿島のほうも水が非常にいいところです。そういう企業の誘致というのも一つ頭に置いて考えていきたいと思ひます。失礼しました。

○議長（角田一美君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

企業誘致の取組ということで、現在、商工観光課、担当課のほうで行っている状況について、簡単にお話をさせていただきたいと思ひます。

昨日の池田議員の御質問と少しかぶるところがありますけれども、本市単独での誘致活動というのが大変困難でありまして、県の出先機関であります首都圏事務所、また関西・中京事務所、県の企業立地課と引き合い企業の情報共有、また企業ニーズの把握、優遇措置の検討など、緊密な連携を図りながら取組を進めてきました。こういった県と一体となった取組によりまして、誘致につながっているところとなっております。

先ほど市長のほうからも話がありましたけれども、市の工場団地の分譲が完了をいたしておりまして、製造業などの企業向け用地のストックがゼロとなっております。このため、現在の取組としましては、大規模な工業用地を必要としない事務系の企業、またサテライトオフィス等の誘致活動に取組を強化しておりまして、令和2年1月には、都内で開催されました総務省主催のサテライトオフィス・マッチングセミナーに本市単独でブースを出展いたしました。セミナー会場におきまして首都圏の企業を対象といたしましたプレゼンテーションを行ったほか、都内の事務系及びIT関連企業5社を訪問し、業界の動向を聞くとともに、

本市のPR活動を行っております。令和3年度につきましても同セミナーに参加しようということで準備をしておりましたが、コロナ等のためにセミナーが中止になっております。

以上になります。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

ありがとうございました。市長就任早々、やるぞという気合が感じられました。今後ともよろしくをお願いします。

工場団地がないと、もう全部詰まっておるということで、そういった計画も考えてみたいということですね。こういった誘致をする際は、やはりそこら辺もきちっと検討するということは大事ですよ。

それで、1か月ぐらい前に福岡市長の記事が佐賀新聞にちょっと載っておりました。その中で書いてあった記事が、いわゆる公共団体と民間企業の違いは、公共団体には営業部がないということです。よくこの市長は考えてあるなど。多分、松尾市長もそこら辺はきちっと考えてあるものと先ほどの答弁を聞いて思いましたが、いわゆる鹿島市の営業推進をやっていかんばいかんよと。そうしないと何も来ない。棚からぼた餅はないよということで、今ちょっとそういった企業への推進ということで聞いていますが、私は職員にがちがちでカバンを持って外に出て歩きなさいということは何も言いよらんです。先ほど松尾市長が言ってらっしゃいましたけれども、要はトップセールスが、いわゆる鹿島の営業のトップとして推進するのが一番効果的でございます。それはまだ市長になられて間近ですから、そういったことは徐々に発揮をされていくと思いますが、そのところをきちんと頑張っておっていただきたい。職員には、いわゆる営業推進部と言いましたが、ちょっとこれは仮の話で、松尾市長が行かれるところをきちっと調べる。鹿島にはどういう企業がよかろうか、そして、ここは伸びていると、ここが来ても鹿島でちゃんとやられる企業と、いわゆるそういった部とか課とかチームができれば、そこをきちんと調べる。そして松尾市長に、ここにちょっと行ってもらえんですかと言う。市長は訪問するだけでいいです。そして、それを継続して行う。それがいわゆる鹿島に花が咲くように種をまいていくんですよ。これがここ10年どうだったかというふうには思いますが、そこもされていたと思いますけど、外に出て行ってトップが種をまく。そしたら、きちんと継続してまき続けていたら、芽が出て、花が咲くんですよ。こういうことをやっていただきたい。そして、庁内の職員は、先ほど言ったように、きちんとそこら辺を調べる。そして、受入体制をどうやってできるかというの、さっさできるものじゃありませんけど、そういったことになったときは、そういうふうになされるようにきちんと調べておくということが必要であると思います。そうしたら、やはり行く市長

も気合が入るんですよ。ここはどうですかと言われたら、はいと。そしたら検討して、どうぞというふうなところも言えるんです。

そういったことで、今回提案ということですから、そういったチームをきちんとつくってもらいたいと思います。そして、それに従って動いてもらいたいというふうに思います。これは今から考えてもらって結構です。また考えがあればお願いしたいと思います。それでは、来られたばかりですので、そのことをきちんと考えてやってもらいたいというふうに思います。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

3番笠継健吾議員、質問につきましては簡単明瞭に、マイクを近づけて、高くはっきり発言をお願いします。

○3番（笠継健吾君）

それでは、通告に従い質問をいたします。県立大学の今の状況はどうか、質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（角田一美君）

松林総務部理事。

○総務部理事（松林 聡君）

お答えをいたします。

御質問の県立大学の誘致に関しましては、12月及び3月の議会でも池田議員のほうから御質問がございました。そのとき答弁をいたしましたとおり、県立大学の場合は県が設置自治体となるため、県がどういう判断をするかということになると思っております。

本県につきまして、県の議論という意味では、平成19年6月の県議会での質問の中で、当時の古川知事が、県立大学を運営していくためには交付税の割増措置などがなければ、毎年数億円とかかると言われている維持管理費の経費を出していくことは難しい。算定特例がなくなるということになると、全くの一般財源で大学を運営していかなければならず、引き続きの課題という答弁をされているところでございます。

また、佐賀県総合計画2019におきましては、やはり県内の大学等の高等教育機関を選択できるような環境を整える必要があるということで、その施策として、高等教育機関の充実、取組方針として高等教育機関の設置、誘致の検討を行うという内容が県の総合計画におきま

しても明記がされております。

そういうことで、私のほうから県の担当部、政策部のほうにこの検討状況について照会を行いましたところ、やっぱり人口減少、少子化の進展、18歳人口の減少、大学全入時代、いわゆる入学の定員定数より希望者が下回るという状況が全入時代と言われておる状況の中で、県立大学の経営が成り立つのかどうか、どういった学部、定員をどれぐらいにするのかなど、様々な角度から今、分析検討を行っている段階ですということで、まだ具体的な検討までには至っていないということでございました。本市としましては、引き続き県の政策部のほうとやり取りを行いながら、県の動向には注意していきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。県立大学の状況等については分かりました。ただ、この県立大学は、いわゆる九州では鹿児島県と佐賀県しかないというふうな状況下にあります。そういった中で、例えば、鹿児島県がつくったら佐賀県はちょっと早くつくらんばいかんじやなかろうかというふうなところにもなってくる可能性があります。こういった県立大学というのが鹿島に来れば、いわゆる鹿島のイメージは全然違ってくるわけです。そういうことを頭に置いて、そして、県の今の状況が少しストップしているような状況であっても、継続的にその担当の課、そういったところに出向いておくということが非常に大事です。そういう市の中で、そういう状況なので、鹿島は全然来ていないというふうな状況では来ないですよ。したがって、こういう今の状況下であっても、きちんと継続して行っておくということのお願いをしたいと思います。それでは、その質問は終わります。

次の質問です。通告で国道207号の状況はどうですかということをお聞きしましたが、このことについては、昨日、池田議員より詳しく質問があつておりました、分かりました。いわゆる207号沿いの大半は第1種農地ということで、店舗の誘致を推進するに当たり、こちら辺がちょっと課題であるということでありましたが、こういう店舗の誘致をしていく際に、例えば、ちょっとした見込みがあるというふうなところであれば、いわゆる例外指定があるということで、そういったことも検討しながら、土地の所有者と交渉をしていくというふうなところが大事ですので、そういうことも考えて、きちんともしもの場合は行くぞという考えでやっていかなければならないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

現状では、まだ農地法等の規制の網が、要するに優良農地を守るという趣旨の規制の網がかかっているところがございます。ですから、市長から指示があったのは、それ以外を含めて様々な問題点を洗い出すよう、今指示が出ているところがございますので、そこからまた庁内で検討をしていきまして、最終的な判断はそれからという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

今のお答えでは、現状は守りということですね。その守りということはどういうことですか、農地を守るということですか。いわゆる農地を守るというか、土地の権利者を守ってあげるといのは分かりますが、土地の権利者がその農地をもう耕作しないよというふうなところであっても守るといのは、少し考え方が違うと思えます。いわゆる鹿島の状況を一般的に考えてみて、あの地域に来て、店舗としてはそこが一番いいわけですよ。そして、活性化から見れば、あそこに商業施設が建っていくということは、鹿島の購買者の皆さんも助かるわけです。そういうことで、いわゆる鹿島としては積極的にこの例外規定を利用して、そして土地の皆さんもそういうことであれば、そういう交渉をして、そして県にはそういう働きかけをしていくということが大事であると思えます。どうですか。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

徳村議員のときに御説明いたしました第1種農地の例外規定、例えばでございますが、第1種農地へ商業施設が進出できる例外規定の中といたしましては、農地法施行規則第33条2項で、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設とあり、商業施設が進出される際に、当該施設に雇用されることとなるものに占める当該農業従事者の割合が3割以上というような規定があることを説明させていただきました。ただし、これは進出される事業者が判断して行うものであり、市が行うものではございません。これは現段階でもできることでありますが、議員御質問のそういった商業施設等の誘致とか誘導という形になりますと、そこら辺の法律関係の問題点をもう一度洗い直すということでの指示が今、市長から出ているところがございますので、作業としてはこれからという形になります。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

そのところの交渉は事業者が行うものであるというふうなところでありますが、やはり市として、そういった沿線上の活性化を図る、そして市民の利便性を高めるということがあれば、やはり市もそういった考え方で事業者の方と当たっていただくというところで、今後その考え方を持っていつてもらいたいと思います。

次に質問をいたします。いわゆる国道444号、鹿島―大村間の活性化についてであります。中木庭ダム周辺の公園等のさらなる整備についてお伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

中木庭ダム周辺整備は、洪水調整機能など多目的な役割を持つ中木庭ダム建設に当たって、苦勞をおかけした中木庭区や本城区をはじめとする能古見地区の活性化を図るために整備をされたものでございます。中木庭ダムとその周辺を都市部と農村交流活動拠点と位置づけ、周辺環境を生かした集客施設の整備を行っています。具体的には、遊具や休憩所などがあるやまびこ広場、6月にはあじさいが咲き誇るあじさい園、水際などに休息できるやすらぎ広場、親水空間となるとんぼ池などを整備しております。

中木庭ダム周辺整備は平成18年度から平成24年度までを第1期、平成25年度から29年度までを第2期として整備をしてまいりましたが、第3期の流通販売施設は、高齢化などにより地区の意向が統一できなかったことなどから中断をいたしております。ここは地区の意向を確認しながら議論を再開させる手段はあるところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

質問をいたします。国道444号鹿島トンネルがあって大村湾ですね。ここの鹿島に入ったところの車両の通行数を教えてください。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えをいたします。

一般交通量調査の結果を説明いたしますと、平日の1日交通量で、平成17年が2,514台、平成22年が1,833台、平成27年が2,335台となっております。令和3年度の調査結果がまだ出ておりませんので、過去のトレンド、傾向を考慮いたしまして、令和4年度の試算値としては、約2,200台ぐらいではないかと推計をいたしている次第でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。この鹿島—大村間の車両の通行数といえば、平成27年の調査以来、令和4年ですが、5年以上あっていないですけど、非常にこの頃はこういった通行量が多くなっております。いわゆる沿岸道路も福富まで来ておりますが、これが鹿島までつながってきた場合は、さらにこの大村間の車両は増えていくものと思います。新幹線も武雄、嬉野、大村なんです。したがって、これは鹿島を扇形に行っているわけですね。高速もそうです。そこは30分圏内で行けるわけです。いわゆる武雄も嬉野も30分圏内、大村も30分で行きますよ。そういったことで、交流人口、いわゆる鹿島はこういった新幹線、高速はそこでちょうどいいよと、交流人口を多くすればいいわけですね。それで鹿島の活性化を考えた場合に、今、浜の酒蔵ツーリズムとか、いわゆる道の駅鹿島、七浦ですね、非常に成功されて集客がっております。そして祐徳稲荷神社、門前もチームが活性化をつくってやっております。それで、どこがもう一つあるかといえば、やはりこの大村から来るところのダム周辺の活性化を図ればいけないか。いわゆる鹿島リゾートですよ、要はそういったところで花を咲かせていけば、鹿島に行こうかというふうなところになってくるわけですね。

第七次総合計画にも作品コンクールの作文が2つ載っておりました。その会長賞に小学校5年生でしたか、入っておりましたけれども、自然の場所で伸び伸びと遊びたい。これは会長賞ですよ。そして大きな川とか、そういった大自然で遊びたい。こういった場所が鹿島は、さっと考えてみた場合、あまりないなど。土日は公園を造ってもらったおかげでいっぱいになっております。そこには大村から来ている方たちも約6割ぐらい止まっているんですよ。いわゆるこういう自然で伸び伸び遊べる場所というのは、中木庭ダム近辺、そこは遊歩道もあります、河原もあります。やまびこ広場、そして子供さんたちが遊べるほたる池、そういったものもあります。したがって、ここに来ていただくようにすれば、全体が活性化していくのではないだろうかというふうに思います。

ひとつ、来ていただく方たちのお話を聞いて多くあるのは、今、振興会でやっていただいているだご汁屋さんがあります。そこはそういったときには繁盛しています。しかし、もっとゆっくりしていけるような喫茶店というか、ちょっと大きめのゆっくりできるようなところがあれば、本当ここはいいんですけどねということのを望まれるわけです。皆さん方ももし行ってもらえれば、そういった感触があると思います。ゆっくりできる場所。そういったことを、いわゆるレストラン、考えることができるかどうか、質問をいたします。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

現状、ダム周辺には遊具などを目的に人は集まっており、これを地域振興に結びつけることが重要であると考えております。議員御指摘のレストラン運営は、その手段の一つかと思っております。ただ、地区の高齢化で、地域振興施設の運営には課題があるのではないかと考えております。これに関しましては、地区の皆様と引き続き協議をしていきたいというふうを考えております。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。いわゆる子供が望んでいる場所、自然で伸び伸びと遊びたい、そういったところに親も、そしてじいちゃん、ばあちゃんも行ってゆっくりできる場所、そういったものがあれば非常にいいと思います。

それで、今言われたように、地域での運営、そういったものもあるかと思っております。設備は市のほうで造っていただいているようですが、今、能古見振興会でそのだご汁屋さんも一生懸命やっておられます。ほかに店は1件もなかとですよ、辻の辺まで。それでやれば本当に活性化してくると。そして、鹿島のイメージ、全然違うと思っております。そういうことで、地域とも話をしながら、しっかりこのところはやっていかなければならないと思っていますので、そのときはよろしく願いいたします。

次に、市内循環バスについてお伺いをします。

市内循環バスの利用状況はどうでしょうか。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

市内循環バスの利用状況ということで御説明いたします。

市内の循環バスにつきましては、毎週月曜から土曜、1日6便運行をしております。毎週日曜日及び祝日と12月31日から1月3日までが運休となっております。利用料金は1回100円、未就学児無料ということで運行を行っております。

それで、利用状況ということで、ここ数年の分ということで簡単に申し上げたいと思えます。令和元年から2年度にかけては、月の乗車人数が300人台後半、400人弱から多いときで500人ということで推移をしております。それが令和3年度から4年度にかけては、月の乗車人数420人から600人ということで、徐々に増えてきている状況でございます。1便当たりの人数でいきますと、2人から3人というところで推移をしておりましたものが、令和3年度、4年度につきましては、3人から4人ということで、幾らか増えてきているとこ

ろです。2年前からコロナ禍に入ったということを考えますと、あまり影響を受けておりませんので、ある意味、生活に欠かせないものになってきているのではないかと考えておられます。

その中で、10月と4月には、学生の方、65歳以上の方、運転免許証を返納した方、障害のある方々が無料になる期間とか、年末や年度末に幾らか増える月がございますが、大まか安定した運行を行っているということで考えておられます。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

ありがとうございます。この循環バスについては、本当に利用せんばいかんという人が利用されていると思います。まだまだ利用されている方々が少ないなというふうな気がいたしますが、それはやはりまだ家族がいたり、そういったところで本当の必要性というのがあるのかなとは思いますが、これから高齢化で交通弱者が増えて、今、免許証返納、そういったことが出てきて、これに慣れてくれば、今の状況ががらっと変わってくるというふうに思います。したがって、今の運用方法がいいものか、そういうものをきちんと継続的に聞き取って、それを本当に利用しやすいようにしていくということが大事かと思えます。のりあいタクシーとかありますね。それもきちんと決めてやっておられますけど、これが本当に利用しやすいのか、そういうふうに思います。そのバスがどこでも来ているなら乗りやすいですよ。いわゆるのりあいタクシーは予約をしないといけないです。したがって、こういうこともきちんと聞きながら、そして利用状況がよくなっていくようにやっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

以上で3番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後1時40分から再開します。

午後1時28分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。7番議員、樋口作二でございます。通告に従い一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行から、はや3年目になりますが、このところ感染症自体の弱毒化と人々の対応力の向上などにより、次第に通常の社会生活が戻りつつあり、また、戻そうと

する力強い動きが感じられます。七浦地区では七浦夏祭りの開催について、この議論が伯仲いたしまして実行委員会を2度開くことになりましたが、伝統を維持していこうとする声が多く、縮小しても夏祭りを開催するということが決定いたしました。このように前向きな話題も出てきましたが、昨日、鹿島市から令和4年度の納税通知書が送付され、びっくりしました。円安等の影響で進む物価高が市民生活に影響を及ぼす中、年金は削減され、給与は変わらないのに、集合徴収税額は大幅に上乘せされていました。市長名が松尾勝利となっていましたので、市長が変わったので高くなったのではといふ方も出てきはしないかと、新市長の門出を危惧するとともに、やはり市民への丁寧な説明の必要性も感じたところでございます。

さて、通告本題に移りますが、新型コロナウイルス感染症の拡大以来、子供たちの成長への影響も指摘されている中、子供たちの成長に欠かせない学校体育をはじめとするスポーツ環境はどう維持されているのでしょうか。感染症1年目では、学校での水泳指導も禁止されるなど、厳しい規制がなされましたが、今ではふだんと変わらない授業が行われていると聞きます。放課後の部活動や社会体育でも各競技団体等が工夫して年間の活動を何とか実施しているのではないのでしょうか。

しかし、近年、コロナとは関わりなく小・中学生の放課後のスポーツ環境も変化し、真に子供たちを心身ともに豊かに成長させる視点から活動されているのかが疑問に感じられる点もあります。中学校では、部活動の在り方がメディアに数多く取り上げられ、外部委託の方向で議論されていると聞きますし、小学生では、各競技団体で行われている全国大会がスポーツ庁長官によって疑問視されるほど勝利主義が進んでいるのではないのでしょうか。このような折、2年後の2024年には、国民体育大会が国民スポーツ大会と名称が変更される最初の大会として佐賀県で開催されます。

そこで、S、A、G、Aですね、SAGA2024と名づけられたこの大会を機会に、子供たちのスポーツ環境を再考し、鹿島市を挙げて子供たちの豊かなスポーツ環境をつくる機会にしたいという視点で質問をいたします。

最初に、SAGA2024と名づけられた国民スポーツ大会は、従来の国民体育大会とどう違うのか、佐賀県及び鹿島市ではどのような考えを持って取り組んでおられるのかをお尋ねします。いずれにしても、スポーツの振興を図る視点は変わらないと思いますので、小・中学生のスポーツ環境に影響を及ぼす施策がなされるのかが興味のあるところです。

次に、中学校での部活動の状況はどうかをお尋ねします。

東部中、西部中での部員の状況や部活をしていない生徒数、部活動以外での活動実態などを分かる範囲で教えていただければ幸いです。外部委託等の課題については、後ほど一問一答でお願いします。

最後に、小学生のスポーツクラブでの状況はどうかを質問します。

クラブ数や部員数の動向はどうなっているのか、御答弁ください。それぞれ少子化などの影響で運営が困難になっている状況も聞こえてきますので、何らかの向上策が見つけれたら幸いです。

以上で総括質問は終わりますが、詳細につきましては一問一答での御答弁をお願いします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

私のほうからは、SAGA2024国民スポーツ大会の意義、そして、小学校社会体育の現状について説明させていただきます。

SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会は、再来年の令和6年に48年ぶりに佐賀県で開催されます。国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及しスポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的に開催するものです。

また、全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、多くの人々が障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を推進することを目的に開催するものです。

また、鹿島市における開催意義ですが、スポーツが持っている人々に夢や感動を与える力を通して、市民や行政が相互に連携し、知恵と工夫を結集し、スポーツの力を分かち合える大会として開催すること、また、本市の恵まれた自然や歴史、産業、文化などの地域資源を最大限に活用し、市民参加と協働により本市の多彩な魅力を全国に発信する大会を目指すとともに、本市の将来都市像であるみんなが住みやすく暮らしやすいまちの実現を目指すこととあります。また、これらを基本とした目標として4点ございます。1点目、鹿島の魅力を全国に発信する大会、2点目、鹿島の特色を生かし創意工夫を凝らした大会、3点目、心の籠もったおもてなしでつくる大会、4点目、生涯スポーツの推進とスポーツの力を発揮できる大会、この4点を念頭に大会の開催を実施するものであります。また、市内の子供たちにとっては開催地としての立場である一市民として、SAGA2024に関することや選手の活躍を目の当たりにすることで、競技に対する興味、関心、地域に対する愛着心が高まること、また、これをきっかけとしてスポーツや学習に対しての意識の向上、体育の授業や部活動、スポーツ活動に対する志向性が高まることを期待しております。

鹿島市では野球、アーチェリーを行います。県内においては国民スポーツ大会の正式競技が37競技、全国障害者スポーツ大会の正式競技が14競技予定されており、オリンピックやパラリンピックに出場したトップアスリートも多数出場されると思います。また、佐賀大会に向けて何年も前から練習を積み重ねてきた多くの地元選手も出場しますので、いろんな競技やいろんな選手を見て応援して、感動して、スポーツのすばらしさを実感してもらえれば

と思っております。

次に、小学生社会体育の現状について説明いたします。

小学生の社会体育については、大きく4つに分類されます。

1つ目は、スポーツ少年団です。スポーツ少年団は地域を基盤として小学校の地区単位で組織されているものであり、種目は野球、バレーボール、サッカー、剣道、ソフトテニスの5種目です。指導者は学校の先生方や地域の有志の方々に、スポーツを通じた青少年の健全な育成を目的として、スポーツの楽しさを教えるところから始まり、少しずつ競技性へとつなげる指導をされております。

2つ目は、クラブチームです。クラブチームはスポーツ少年団とは別に組織されたもので、競技の技術を高めることに主眼を置き、勝負を優先する傾向にあります。現在把握しているクラブが12あり、剣道や空手、レスリング、テコンドー、バスケットなど9つの種目があります。

3つ目は、スポーツ教室です。総合型スポーツクラブのメニューに空手、卓球、かけっこクラブ、スイミング、アーチェリー、体操など楽しみながら行えるものがあります。また、民間事業者による小規模なサッカー教室やプロ野球チームによるベースボールスクールなどがあるようでございます。

4つ目は、個人での習い事であり、例えば、スイミングスクールやバレエ教室など、民間事業者による専門の指導者によって経営されているものがございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

私のほうからは、中学校の部活動の現状ということで、部活数の変遷、それから、部員数の変遷などについてお答えをいたします。

市内全域における状況ですけれども、西部中、東部中ともに生徒数がやや減少傾向にあるところです。それに比例しまして部員数のほうも若干減少傾向にあります。部活動の数ですけれども、これについては、西部中で令和元年と令和4年を比較しますと、それぞれ14クラブありますので、変わっておりません。東部中に関しては9クラブあったのが8クラブになっておりますけれども、こちらは卓球部のほうが男女が合併したということで1つ減った程度ですので、横ばいの状況かなというふうに思っているところです。

全体的に市の中学校で部活動をされている割合といいますか、パーセントですけれども、令和元年当時は8割を超えて81%ほどいらっしゃったんですけれども、現在は76%程度に減っている状況にあります。これが運動部活動ということになりますと、全体としますと、およそ64%程度のお子さんが運動クラブに所属をされているということです。入部数そのも

のも西部中でいいますと、部員数が令和元年に451人いらしたんですけれども、令和4年に至っては413人に減少しております。東部中に関しては、令和元年度174人いらしたんですけれども、令和4年158人というように少し減少傾向になっているということです。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

御答弁ありがとうございました。

それではまず、SAGA2024について質問をいたしたいと思います。

2年後といえますから、そう準備期間はないのかなと思うんですけど、まず、昭和51年ですから48年前というふうなことでありましたけれども、多分そのときに祐徳グラウンドができたんじゃないかなというふうに私は思うんですよね。ソフトボール会場になったんじゃないかなと思ってですね。だから、私たちも見学に行ったりして、地区がもっともっと盛り上がっていたんじゃないかなというふうなことを思います。東京オリンピックにしても2度目はなかなか盛り上がらなかったかなということもありますので、もっともっと、いわゆるその盛り上げというのを図らなくてはいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺で何かお考えのことがおありでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（角田一美君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

48年ぶりの今回、鹿島市で予定されている競技といたしまして、国民スポーツ大会の正式種目として軟式野球とアーチェリー、全国障害者スポーツ大会の正式競技としてアーチェリー、また、公開競技としてグラウンドゴルフ、さらにデモンストレーション競技がさわやかグラウンドゴルフとバグジーというレクリエーションゲームが計画されております。会場につきましては、蟻尾山公園の陸上競技場と市民球場がメインとなりますが、現在、会場設営計画、施設整備や備品類の確認、選手の宿泊予想交通など準備を進めているところであります。また、大会の広報活動としまして、佐賀県レクリエーション協会等と連携した学校訪問、小・中学校の訪問を行って、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の説明やバグジー等の体験授業に取り組んでいるところでございます。

さらに、今後、市内で開催される様々なイベントにおいて国民スポーツ大会コーナーを設置して、市民の皆様への広報を行う予定であります。また、PRのための横断幕を作って、駅、市庁舎、市民球場、陸上競技場に設置をする予定でございます。さらには総合型地域スポーツクラブのスポーツライフ・鹿島においても、小学生から大人を対象としてアーチェ

リー教室を11月から12月にかけて実施をいたしますので、興味のある方は御参加をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

まず、スポーツに対する住民の方の意識、好きな人というか、ウォーキング等は非常に盛んにやっておられる傾向があるのかなと思いますけど、私たちの若い頃は何かソフトボールチームを各三夜待でつくって、もう全部するぞというふうな感じで、誰もがそういうスポーツに打ち興じたというふうな青年時代といいますか、あったんですけど、この頃やはり人口減等もあって、そういうふうな交流も少ないのかなというふうに思います。もちろん人口減とかで非常にやりにくい面もあると思いますけど、本当にこれを機会にですよ、やっぱりスポーツというのは一度身につけたら一生の財産になる体、心肺機能、そういった面もですね、あるいはその友達の協調性といいますか、非常に人生にとって有用な競技といいますか、分野だと思っておりますので、これを機会に市民の方がスポーツにもう一度目を向けてやっていただけるということと、ぜひ小・中学生、子供たちに小さい頃からのスポーツ体験、これを機会にやってほしいというふうに思います。

そこで、現状の子供たちのスポーツ環境がどうなのかということで、まず、中学校のほうから伺いたいというふうに思います。

今御説明ありましたとおり、部活数等は変わらないということですけど、以前は中学校になったら部活に入るのが当たり前というふうな指導等もなされていたんじゃないかなというふうに思うんですけども、まず気になるのは、入っていない子供もいるというふうなことなんですけれども、いわゆる教育課程といいますか、中学校の教育の一環として部活は行われているのではないかと考えていたんですが、その教育課程における位置づけというのは中学校ではどのようになっているのでしょうか。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

今、教育課程という用語が出てきたんですけども、文部科学大臣がその基準を学習指導要領として示されているところでは、学校教育の目的、あるいは目標を達成するために教育内容を児童や生徒の発達に応じ、指導の時間数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であるというのが教育課程だと思います。それで、中学校の運動部活動というのが学校教育活動の一環、これは間違いありませんけれども、その中でスポーツとか文化に興味と

関心を持つ生徒さんの集まりといたしますか、というところなんですけれども、それが先生方の指導の中で、主に放課後、自発的に、自主的に活動するものということで学習指導要領の中にも定義がされています。もちろん、その中で学習意欲の向上とか、責任感とか、連帯感、その辺を育成していくというような学校教育の一環として、教育課程とは別に、教科や特別活動というものとは違い、教育課程外の活動として部活動をやっているという状況でございます。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

中学校の経験がないので、ちょっとよく分からないんですけれども、そうすると、いわゆる授業とかなんとかとは違うので、子供たちの自主的な活動に学校が援助といたしますか、しているというふうな感じで、いわゆるその強制力はないというか、強制力といたしますか、入ることを勧められる、教育効果が高いので勧められると思うんですけれども、強制ではないというふうに、入っても入らなくてもいいんですよというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

先ほど課長が答弁しましたように、部活動というのは教育課程の外側でやるものだと。しかし、学習指導要領には、先ほど申しましたように、学校教育の一環として教育課程との関連が図れるように留意することとありますので、そして、学校職員の指導の下で行うということですので、教育課程の中には入らないけれども、学校職員が行って学校の中で活動する。ですから、国語や数学、英語のように全ての生徒たちが受ける授業、あるいは特別活動と違って部活動には入らなくてもよいということになります。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

学習指導要領にあって教育課程にはないというのがちょっと不思議な感じがするんですけれども、中学校の特殊性等もあるのかなと思うんですけれども、この中でやっぱり気になるのは、文化部でももちろん結構なんですよね。きちっとしたスポーツ——ちょっと今日はスポーツの話をしていますけれども、当然、文化部の活動も立派な活動でございますので、しかし、そういったところに入っていない子供と、もう一つ、中学校の部活以外のクラブチームかなんかで活動している子供、こういう子供もいるんじゃないかと思うんですけど、その辺の状況等をもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

これも先ほど部活動の入部率というのがございまして、本年度は76.5%が、これは文化部も入れまして入っているということで、ここ4年間ほど見ますと若干、5%程度少なくなっています。1つは、特にサッカー部が顕著なんですけれども、学校の部活動ではなくて、先ほどあったようなクラブチームに入部していると。だから、運動をしている生徒が減っているというよりも、部活動の中で運動するのが減っているというような傾向です。

そのほか、部活動に入らない生徒というのは以前からもおりましたので、いろんな理由で部活動はしなくて、先ほどあったようなクラブチームとか、あるいは自分で自由な時間を過ごすというようなことでこのような数値になっていると考えております。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

クラブチームのことについてはまた後ほど触れたいと思いますけれども、やはり運動とか、あるいは文化部でもやっていない子供たちというのはちょっと心配といいますか、何かきちっとした目標があってされていない状況であるのならばいいんですけれども、ただやりたくないというふうな感じでおられるのはちょっと心配かなと思いますので、その辺はぜひ指導いただいて、何かしらの目標を持って中学校時代を過ごされるということをお願いしたいというふうに思います。

さて、ここで先ほど申しました部活動の外部委託というふうなことが言われていますけど、まず、外部委託ということがマスコミ等で行われている、外部委託というのがどういう状況でいつ頃から行われるのか、その外部委託について、まず、御説明をよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

今、外部委託とおっしゃいましたけれども、特に運動部活動の地域移行、これが最近よくいろんなニュースとかでも取り上げられております。なぜこういう事態になったかといいますと、主な理由が2つありまして、1つは生徒数の減少で学校単位での部活動が成立しないところが増えていると。これは都会も私たち地方も一緒だと思います。これはなぜかといいますと、この30年間で生徒数が半減していると。それは全国も鹿島も一緒でして、鹿島も以前、30年ほど前は中学生が1,600名ほどいましたけれども、現在は800名を切っているという

ような状況です。ですから、生徒数の減少で学校単独のクラブが成立しないと。2つ目は、よく言われております教員の働き方改革、この辺りで部活動が非常に負担になっていると、時間外労働時間が増えているというところでもあります。

こういうのが契機となりまして、移行の仕方はいろいろあるんですけども、来年度から3年間、2025年までに、例えば、土曜、日曜だけでも、学校職員が部活動を担当するのではなく、地域への移行ができないかというような問題が持ち上がっております。佐賀県でも昨年度から試行的にやっております、せんだっても基山町の中学校の部活動が出ていましたけれども、週休日は保護者会の方が担当をしているというようなことがあっておりました。全国的にも、これから3年間どういう形がいいのか、これから検討委員会をつくって検討していくことになるかと考えております。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

これからだということですけども、若干質問をさせていただきますと、まず、従来の先生方といいますか、今までも部活動を通じて子供たちと深く交わって、本当に心から触れ合うような教師と生徒の関係をつくって、それがやはりこの学校経営といいますか、全体がまとまるような状況があったのではないかと。結婚式とか呼ばれても、部活動の先生と一緒に過ごしたのが忘れられないというふうな子供たちの意見もよく聞くわけなんです。

まず、先生のほうから伺いますが、部活動をぜひやりたいというふうな先生も多いと思うんです。土日は大変だからと考えられる先生もおられると思うんですけども、部活動をやりたい教員がやれないというふうな状況にはなりはしないかと。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

そうですね、教員の中には本当に部活動をずっと熱心に土曜も日曜も続けたいと、そういうふうにいる方もいらっしゃるだろうし、例えば、自分が経験したことのない競技の顧問をしているとか、いろんな条件の方がいらっしゃると思うんです。鹿島でも、60歳を過ぎた再任用の先生方も非常に部活動を頑張っていて、感謝をしているところです。

ですので、これも先ほど話しましたけれども、来年度からのその移行に向けた検討会議の中で、例えば、土曜や日曜も教職員が、先ほどの——今度は地域の一員として部活動に関われるような体制づくりも一つ考えられておりますので、そのような形になるのではないかと思います。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

一応私も定年までは教員を勤めましたけど、そこにやっぱり子供がいるということが教員としては非常に心安らぐという意味じゃないですけど、本当に生きているという感じがする。そういう先生たちもかつて、今でも多分おられるというふうに思いますから、ぜひ先生たちの思いもまず酌んでほしいというふうに、やりたい先生たちの気持ちというものもあるのではないかなと思います。その辺の兼ね合いが非常に難しいかなとは思いますが、よろしくお願いたします。

そして、まず、土日委託というところ、やっぱり指導の連続性といいますか、結構子供たちは指導者が変わったりすると戸惑いがあったりしてうまくいかないというふうな感じもあるんですけど、これなんかもこれからの課題ということで深くは尋ねませんが、そういったこともぜひ考えていただいて、これから2025年までの計画を遂行していただければというふうに思います。

このことについて生徒自体はどういうふうに感じているのかな、途中で指導者が変わったりとか、あるいは、クラブチームをやっている子供たちは問題ないのかなと思いますけれども、月曜日から金曜日あたりは学校の先生から習って、土日は別の方というのも非常に何かな、不安があるのかなと思うんですけど、生徒の思いというのはどうなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

生徒の思いという、まず一つ申しますけれども、平成30年度から学校の部活動の改革というのが始まりました。これは全国的な傾向で、県も指針を出しまして、私たち鹿島市も指針を出しました。これまで本当に部活が過熱し過ぎて休みがないということだったんですけども、平成30年度からは平日に1日、土曜、日曜はどちらか1日、だから、1週間に2日間は必ず休む、第3日曜は佐賀県全部が休むというような決まりをつくって、この休養日を毎月本当に実施したか、これを提出してもらって、守ってもらっているところです。

そういった中で、今回の地域移行ということで、実際まだ始まったわけではないので、生徒たちに思いを聞いておりませんが、やはり平日の練習とまたつながっていくような活動を私たちが環境を整えるというのが仕事だと思っております。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

これからということで、最後にですけれども、通常、中学校は土日とか何時間以上とか働かれると、ある程度の報酬、4号業務と言っていますけど、支払われるということを聞いております。委託者に対してその報酬等が考えられているのか、その辺の議論はどうなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

現在、学校の部活動、これは週休日という土曜や日曜等に教員が指導を行った場合には教員特殊業務手当第4号、我々は4号業務と言いますけれども、若干手当がつくようになっていきます。ちなみに、2時間から3時間で1,800円、3時間以上で2,700円というようなことで、これは県費で払っております。

今問題となっているのが、地域移行にした場合に、やはり保護者の負担が増えるんじゃないかというような課題が生まれてきております。ですから、この辺りを今後どうやっていくか、それもさっきと同じように課題だと思っておりますので、その保護者負担を考えていくのが私たちの仕事だと思っております。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

これから議論されるところを先走って聞いたようなところもありますけれども、子供たちの豊かな成長のためには、きちっとした環境をつくってやるということも我々の大きな使命だというふうに思いますので、少子化等もあって本当に難しい状況かなとは思いますが、思春期である中学生が真つすぐ伸びていけるような環境をつくっていただけるようお願いいたします。

それでは、小学生のほうに移りたいというふうに思います。

実はこれを話題にしたのは、本当に小学校のスポーツクラブの数がずっと減ってきている。中学校の部活は今のところ数は減っていないということなんですけれども、数年後は消えますよ、あるいは来年はなくなりますよというふうなチームもかなり出てきました。せっかくSAGA2024で盛り上げようというときに、なくなるというふうなことがあったら非常に寂しいなということもあって、小学校のほうのスポーツ環境も全体で考えていかななくてはいけないんじゃないか。今までは保護者とか、あるいはその地域の有志とかに任せていた面もありますので、少しでも我々、あるいは行政等も考えていかななくてはいけないんじゃないかということで話題にしました。

まず、小学校、先ほど教育長も言われましたけれども、小学校のスポーツクラブにつきましては、従来、小学校の教員が指導したり、つくったりとか、そういった傾向が多いんです

けど、この頃は割と市役所職員の方も頑張っておられるなというふうに思うんですが、いわゆる小学校の文化ではないですけど、今、小学校教員で関わっているという方も大分減ってきたんじゃないかなというふうに思うんです。多分、中村教育長も、少しの期間だったかもしれませんが、指導をなされていたんじゃないかなというふうに思いますが、小学校のスポーツクラブに小学校教員が関わることや、あるいは昔と今の変化と申しますか、その辺をどう思われているのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

樋口議員と私は30年前に同じ学校で社会体育を監督、あるいは顧問として、コーチとして担当しておりました。樋口議員がバレーボール、私がサッカーを。その学校では7年間担当をいたしておりました。

お答えいたしますけれども、現状は小学校教員が学校での社会体育に関わっているのは今のところ4校で数名ですね、非常に少ないというのが実態です。これは時代の流れの中だと思いますけれども、こう思い返してみますと、鹿島市内で小学校の、いわゆる社会体育が盛んになってきたのは今から50年ほど前、1970年代後半だったと記憶をしております。その当時は各学校単独でチームをつくり、学校の体育館や運動場で活動を行うバレーボール、サッカー、軟式野球が多かったと思います。学校職員が監督やコーチとして指導に当たるところが多かったです。特に、バレーボールとサッカーは学校職員によってチームを発足させるというところも多く見られました。ただし、中学校、先ほどありました部活動とは違い、あくまでも社会体育ですので、当時は5時までは学校の仕事をきちっとする。それ以降、その社会体育に携わると。ここはきちっとした考えで取り組んでおりました。もちろん、その手当も一切ありませんので、全く勤務時間外のボランティアになります。しかし、自分の学校の子供たちですので、いろんな学年の子供たちと触れ合って、生徒指導面では非常に良かったなど。それと、保護者の方たちからは、いわゆる子供たちをずっと見てもらうので、非常に助かっていると、そういう声はたくさん聞いておりました。

しかし、当時、土曜や日曜は試合がたくさんありました。例えば、大きな一つの県大会で準決勝まで行くと、4週連続、日曜日が潰れるというような状況でした。特に、サッカーは大きな大会が年に3回ありますので、4掛ける3、12回は準決勝まで行くので、そこは必ず潰れていると。ですから、自分の時間がほとんどない。家庭を顧みる、家庭の協力がないとやっていけないと。自分の子供の面倒は見ないで、自分の学校の子供たちの面倒を見るというのが私の実態です。しかし、ここ20年ほどで学校の現状も変わってきて、非常に多忙化が叫ばれていると。なかなか時間外の社会体育までする余裕がない職員が増えてきている。

それと、当時私どもが関わっていた子供たちが保護者となりまして、いろんな種目の指導ができるようになってきたと。そういった意味で、地域の体制が整ってきたということも関わりが少なくなってきたのかなと思います。

今述べましたように、教職員の働き方改革が課題となっている今、社会体育の指導までは時間が取れないというのが、ほとんどの小学校職員の現状だと思っております。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

ありがとうございました。私たちの若い頃は、特に男性教員が新しい学校に赴任したら、おまえはサッカー、おまえはバレーとか、先輩から割り当てられたような感じで、必ずするもんだというふうなことを思い起こしているところでしたけれども、やはり時代とともに変わっていくし、ちょっと心配なのは、そういうクラブをしていると活発な子が来ますので、そういった子供たちを要は手のひらに乗せているという状態をつくれば、学校の中の全ての活動、あるいは教育に関しても、いろんな教育活動についても、スムーズに運べるというふうな、私はそういう利点が非常にあったなど。やっぱり心が通じていないと子供たちも動いてくれないというふうな状況もあるので、そういった面でも有効だったなと思いますが、そういった関係もスポーツ以外でもつくれるのかなとは思いますが、そういう子供たちと本当に琴線が触れ合うような状況をつくらないと、なかなか本当の教育はできないのかなとも思いますので、ぜひ御指導をよろしくお願いいたします。

次に心配しているのが、いわゆるチャンピオンスポーツとといいますか、チャンピオン、レクリエーションスポーツの対義語なんですけれども、いわゆる勝つためのスポーツですね。そして、これは似ている、同じ系列かなと思うんですけれども、先ほどの御説明では各学校単位で行っているのがスポーツ少年団だとおっしゃいました。鹿島市の中ではそうなんですけど、よそではクラブチーム化しているようなスポーツ少年団もございますので、そういったことで私が危惧しているんですけど、いわゆる勝利主義とといいますか、チャンピオンスポーツ化、あるいはクラブチーム化というのが進んでいるのかどうなのか、その辺の状況をどう捉えておられるのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

鹿島のスポーツ少年団は、スポーツを楽しむことを主眼とされていて、試合の勝ち負けにはこだわらない方針で指導をなさっていると思っております。これに対してクラブチームについては、技術の向上を目指して練習に取り組み、勝利を目指して活動を行う面が少なから

ずあると思います。勝利を目指して努力を重ねることは意義があることではありますので、無理のない範囲で、子供たちのモチベーションを上げるような指導力が求められると思います。

鹿島市内のクラブチームについては健全な指導が行われていると思いますが、全国的には勝利至上主義のような団体もあると聞きますので、子供たちを追い込むような指導は慎むべきだと考えます。スポーツの実践には勝敗が伴いますので、子供たちはもちろんのこと、指導者や保護者も、やるからには勝ちたい、勝たせたいと思うのは当然です。しかし、気持ちが強過ぎて練習がハードになり、けがをしたり、スポーツ嫌いを生んでいることもよく聞かれます。勝たないと認めてくれないということよりも、スポーツの楽しさ、すばらしさを追求していくことを大切にするので、子供たちにとって各種の大会が心身の過度な負担とならないような指導が競技団体には求められると思います。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

スポーツ少年団は勝利を求めないということではなくて、やっぱり競技ですので、精いっぱい、何と申しますかね、その大会でいいパフォーマンスをするというのは一つの大きな目標なんですよね。それがないとやっぱりスポーツではないのかなというふうな感じがありますので、その兼ね合いが非常に難しい。小学生にどこまで過酷なじゃないですけど、要求しているのかと。もちろん、個人の素質、資質、そういうものがありますので、それをいかに捉えて、どのようなところまで求めるのかというあたりも非常に指導者に求められているところかなというふうには思うんですよね。

それで、やはり私は、先ほどサッカーのことを若干申されましたけれども、実は小学生のバレーも鹿島市では単独でやっていますけど、よその地区はほとんどクラブチームです。寄せ集めでトップを目指しておられますね。そういうところじゃないと私は地域はつくれないんじゃないかなと思うんです。例えば、同じ学校で別のクラブに入っていたりするところもたくさんありますね。そうすると、やはりうまく融和をしないというふうなこともあって、単独の学校で行うということが一つは鹿島市の大きな目標かなと。それが地域もつくっているんだというふうなことも感じているところでございますけれども、やっぱりクラブチームは、中学校の場合はおっしゃいましたけど、小学生のクラブチームということについては、特にサッカーなんかがあるんですけど、どういうふうにお考えなのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

鹿島市内においても、サッカー競技に限るかどうかは分かりませんが、学校単位というチームが成り立たなくなっていて、例えば、鹿島の小学生の子が別々のクラブに入っているということも実際あっています。クラブチームだから、例えば、挨拶であるとか、礼儀であるとか、大人との接し方であるとかがおそろかになっているということではないと思うんですよね。それがスポーツ少年団なのか、クラブチームなのかという違いですので、競技によっては指導者の研修等もしっかりやっていますし、例えば、一例で言えば、ちょっと体罰みたいなことがあった場合、協会のほうに呼ばれて指導を受けるということもあっていますので、いろんな競技ごとにそういう指導者の育成とかもあっているというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

今おっしゃるように、確かに各競技団体でそういう体罰の方針とかなんとかは厳しく決められているということも伺っておりますので、そういうふうにしかないのかなとは思いますが、行政として関わらなくていいのかなということも若干思います。

そこでまず、冒頭でちょっと触れましたけれども、室伏スポーツ庁長官が、これは柔道なんですけど、全国大会を中止したことを非常に評価されているというふうなことで、小学生の全国大会をやる必要があるのかと言われた背景には、こういうチャンピオンスポーツ化、あるいはクラブチーム化に対する批判といいますか、必要ないんじゃないかということをおっしゃるけれども、小学生はもっと健全にスポーツを楽しむべきだというふうなニュアンスで言われたのか、その辺のお考えを教えてください。

○議長（角田一美君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

全日本柔道連盟が小学生の全国大会を中止する判断を下したことに對して室伏長官が、年齢が早い段階から全国大会をやる意義があるのかと個人的には思う、より健全で生涯スポーツとして楽しめる取組が大切ということで、支持をされる考えを示されました。

先ほどからありますように、チャンピオンスポーツですけれども、柔道の全国大会の実態ですが、心身ともに未発達な小学生に厳しい減量を強いたりすることがあったということで、勝利至上主義がエスカレートしている典型的な例であったようにございます。このことを全日本柔道連盟が問題視して、小学生の全国大会の中止を決定したという経緯でございます。

子供たちの心身の健やかな成長という観点から、柔道以外のスポーツでも、地域のスポーツ現場、指導者、保護者も含めた議論が今後求められるのではないかと思います。子供時代のスポーツは、苦しむのではなく楽しむために行うことを基本として、肉体面、精神面で子供の指導を行っていくことが大切ではないかと考えます。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

いろんな団体がある意味つくられて個人がされているという中で、やはり今のようなきちとした子供を育てる視点というのを共通して持っていけないと、どうしても試合となると、やっぱり勝たせたいという要求等が強くなってきますので、チャンピオンスポーツ化するおそれというのが非常にあるというふうに思います。

そこで、私がちょっと疑問に思うのは、いわゆるスポーツ少年団、例えば、中学校との比較です。中学校では中学校の先生が携わったり、それから、外部委託というふうなことも全体で考えられているけれども、スポーツ少年団については、本当はもっと考えてやらなくてはいけないのかな、小学生ですからね。なのに、あまり議論をされていないというか、この実情がどうなのかというあたりもあまり議論をされていないというのがとても心配ですね。確実に今集まらないというか、児童が減っているところは潰れていくような傾向もあるので、SAGA2024を機会に、ぜひそういった面にも目を向けてほしいというふうに思うんですが、小学生へのスポーツ、スポーツ少年団というのをよその地区では、よその教育委員会といいますか、その中にスポーツ少年団の担当とかおられて、そこが連絡じゃないですけど、まとめ役というふうな感じでされております。鹿島市の場合は誰がまとめ役をしているのか、ちょっと曖昧な部分があるんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（角田一美君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

スポーツ少年団の担当というのが生涯学習課の中には今ございませんで、今、事務局をされているのが鹿島市体育協会の中の職員さんが長年担当をされていると聞いております。

小学生の社会体育につきましては、かなり多様化してきているということで、クラブチームにおいては経験者とか指導資格を持っていらっしゃる方が子供たちの指導をされている状況にもありますし、スポーツ少年団につきましては、子供たちの健全育成を基本として今後も活動を続けていただきたいとは考えておりますけれども、団によっては指導者の高齢化とか担い手不足が課題になっているのではないかと考えております。

市としましては、関係機関との連携を図りながら、指導者養成講習会の案内とかを通じて指導者の発掘を推進していき、スポーツ指導者の質、量の確保に努めていきたいと考えております。第七次鹿島市総合計画にスポーツ推進計画を策定することとしております。その中にもスポーツ指導者の育成や小・中学生のスポーツの取組等について記載をして、全ての子供がスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

体協のほうは鹿島市のほうで指定管理というふうなことでされていると思うんですけど、多分というか、その指定管理の中にスポーツ少年団の分野というのはないんじゃないかなというふうに思います。私が伺ったところによると、個人的に頼まれて、私が体協にいるからしましようというふうな感じでやっておられるということを伺いました。

ですので、何か非常に曖昧な中で物すごい数の子供たち全体の指導が任されているということで、もう少し整理をして子供たちのスポーツ環境というのも、例えば、その事務局の方も多分定年とかというようなこともあられるし、入れ替わりがあったりするので、そういったことも含めて、もう一回、中学校がそういうふうな外部指導と委託とかいろんな分野を考えられるならば、小学生のスポーツ環境もどのようにしていったが理想的なのかというあたりもこれからしっかり考えていかなくてはいけないんじゃないかなというふうに思います。

ぜひ知恵を働かせて、鹿島市の子供たちが伸びやかに育っていくように祈りまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で7番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明23日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時44分 散会